

諮問日 令和6年3月29日（諮問第1号）

答申日 令和6年7月22日（答申第1号）

事件名 公共下水道事業受益者負担金賦課処分取消請求審査事件

答 申 書

第1 審査会の結論

上下水道事業の管理者の権限を行う守山市長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和5年6月1日付けで行った守山市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和55年条例第30号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく受益者負担金の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求は、認容すべきであり、賦課決定処分は取り消すべきである。

第2 審査請求に係る経過

- 1 処分庁は、審査請求人に対し、条例第6条第1項の規定により本件処分を行い、令和5年6月1日付け令和5年度下水道事業受益者負担金決定通知書（以下「通知書」という。）により、審査請求人に通知した。
- 2 審査請求人は、令和5年6月30日付けで守山市長に対し、本件処分の取消しまたは変更を求める審査請求を提起した。
- 3 審査庁は、令和5年9月5日付けで審査請求人に対し補正命令書を送付し、審査請求人は、令和5年9月22日付けで補正後の審査請求書を提出した。
- 4 審査庁は、補正後の審査請求書を受理し、令和5年10月12日付けで審理員を指名し、同日付けで審査請求人および処分庁に対してその旨の通知を行った。
- 5 審理員は、令和5年11月13日付けで処分庁に対して弁明書等の提出を求め、処分庁は、令和5年11月30日付けで審理員に弁明書等を提出した。
- 6 審理員は、令和5年12月8日付けで審査請求人に対して処分庁より提出された弁明書等を送付するとともに反論書等の提出期限を通知し、審査請求人は、令和5年12月25日付けで審理員に反論書等を提出した。
- 7 審理員は、令和6年2月21日付けで審理手続きを終結し、審理員意見書を審査庁に提出した。
- 8 審査請求人からの申し出に基づき、審査庁は、令和6年3月29日付けで守山市行政不服審査会に対して諮問を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、以下のとおりである。

(1) 審査請求書における主張

- ア 審査請求人が所有する土地を含め、付近の土地において、公図上の位置関係と真実の位置関係に齟齬が生じている状況であった。
- イ そのような中、審査請求人近隣住民が、住居の新築工事を行い、その中で、上下水道工事が実施された。
- ウ 処分庁は、上下水道工事について、所定の手続きの中で、仮に審査請求人が所有する土地において工事を施工しているのであれば、近隣住民に対し、審査請求人の承諾書の提出を求めるべきであるが、審査請求人は、近隣住民から承諾を求められたことはない。
- エ 処分庁は、審査請求人が近隣住民住居の所在地における受益者ではないにも関わらず、条例に従い、受益者負担金を審査請求人に対し賦課する処分を行った。
- オ 審査請求人は、本来の受益者には当たらないことから処分の取り消しを求める。

(2) 反論書における主張

- ア 位置および形状が真正な所有関係と異なっていた。そのため、令和5年11月に真正な状態に公図が訂正された。
- イ 公図訂正がなされたことにより、本件対象地における地番が〇〇〇〇でないこと、真正な地番は〇〇〇〇であることが明らかになり、そのことは守山市長を含む利害関係人全員と法務局によって確認がされた。
- ウ 近隣住民が住居を新築する以前は、近隣住民が所有する農業用小屋が建築されており、現況地目は宅地であるが、守山市税務課は、当該建物敷地部分を訂正前公図に基づき〇〇〇〇の土地に該当するとは認定していなかった。
- エ 訂正前公図によると〇〇〇〇の土地の一部は守山市道の拡幅用地に提供されていたが、守山市が該当地を真に〇〇〇〇であると認識していたのであれば、〇〇〇〇を所有する審査請求人または、その父に対し、市道拡幅用地の提供を要請した上で、分筆登記をする必要があるが、そのような手続きはなされていない。
- オ 守山市は、〇〇〇〇およびその周辺土地に関する公図は真正な土地の所有関係を表示するものではないと認識していた。
- カ 本件処分は、令和5年6月1日当時における本件土地の真正な所有者に対してなされるべきであり、守山市長は、本件審査請求事件において、速やかに本件処分を取消すべきである。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、以下のとおりである。

処分庁は、審査請求人の主張に対し、概ね次のとおり主張し、本件審査請求を棄却する旨の裁決を求めている。

- (1) 上下水道工事の施工に際し、近隣住民との手続きの中で、審査請求人の承諾書の提出を求めるべきと主張しているが、本件手続きは、排水整備工事区分や工事期間等を確認するためのものであり、土地の権利関係を明らかにするものではない。
- (2) 受益者負担金の賦課対象となる土地について、排水設備新設計画確認申請書（以下「確認申請書」という。）に基づき、その申請図面、航空写真および公図により特定を行っている。
- (3) 審査請求人は、公図と現況に齟齬があると主張するが、第三者に対抗できる資料は公図または、関係者の申告によるものしかなく、賦課時点において公図訂正はされていなかった。
- (4) 受益者負担金の賦課に先立ち、令和5年5月12日付で、守山市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成28年企管規程第8号。以下「規程」という。）第3条に基づき、下水道事業受益者申告書（以下「申告書」という。）の提出を依頼し、同月26日に審査請求人を受益者とする申告書が提出された。
- (5) 本件処分には、何ら違法・不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員の判断

- (1) 本件の争点は、実態として利用状況が相違する場合に、訂正前の公図に基づき実施した本件賦課処分が、条例に照らして誤りといえるかという点であると考えられる。
- (2) 条例第2条において、「受益者」について、「事業により築造される公共下水道の排水区域内に存する土地の所有者、地上権者、質権者、使用借主または賃借人をいう。」と規定しており、そこにいう「排水区域内に存する土地」とは実際に公共下水道の対象となる土地をいい、「受益者」とはその土地に上記権利を有すると解される。
- (3) 本件において「排水区域内に存する土地」とは、審査請求人隣人所有の建物の敷地部分であり、「受益者」とは、その土地に上記権利を有する者である。

しかし、そもそも当該「排水区域内に存する土地」が地番でいう何番の土地なのか、よって受益者たる権利者が誰なのか、処分庁にとって明確でない場合はありうることである。

この点、処分庁は訂正前公図に基づいてこれらの特定を行ったと主張するところ、公図とは主に明治時代に租税徴収の目的で作成され、不動産登記法第14条第1項にいう「地図」が備え付けられるまでの間、同条第4項にいう「地図に準ずる図面」として法務局に備え付けられている図面であり、図面上の土地の面積や距離については正確性が低い、土地の配列や形状については一定の資料価値があると言われている。

本件土地を含む周辺土地については令和5年11月に公図訂正がなされているところ、訂正後公図によれば、現況の土地利用状況に合わせるべく、当該「排水区域内に存する土地」が〇〇〇〇とされ、令和5年9月22日付け交換を理由として〇〇〇〇から〇〇〇〇に所有権移転登記がなされたと思われる。

このことからすれば、訂正前公図によれば、当該「排水区域内に存する土地」を本件土地と特定し、受益者を審査請求人とした判断は、一定の合理性を有する。

- (4) 誤った者が受益者とされないよう、規程第3条に定める下水道受益者申告の制度により処分庁に対し、異議を述べる等真の受益者の特定作業に向かわせることができるが、審査請求人は何ら異議を留めずに申告書に署名押印をし、処分庁へ提出している。
- (5) 処分庁による本件処分が受益者の特定を誤ったものであって違法であると評価することはできない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査庁の判断の要旨

1 審査庁の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審査庁の判断の理由

審理員意見書の「第2理由 3 審理員の判断」に記載されている理由のとおり、本件処分に違法または不当な点は認められない。

第6 調査審議の経過

1 調査審議

当審査会は、委員3人に忌避理由がないことを確認した上で、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経過
令和6年3月29日	諮問書の受理および審議
令和6年4月26日	審査請求人および処分庁への聞き取り調査および審議
令和6年5月24日	審議

2 審査会における調査

行政不服審査法第74条に基づく当審査会の調査により聴取した審査請求人の意見陳述および処分庁の口頭説明の要旨は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人の意見陳述

ア 処分庁より送付された申告書様式には、受益者負担金の対象となる土地として、下水道が整備された区域内の土地と記載されているのみで、なぜ自己が所有する守山市〇〇〇〇が、受益者負担金の賦課対象地となったのかの説明は記載されていなかった。しかし、審査請求人は、自己が所有する当該土地について、下水道の整備区域内の土地であるという認識があったことから、受益者負担金の賦課対象地となったものと判断し、申告書を提出した。

イ 審査請求人は、これまで、自己が所有する守山市〇〇〇〇の公図に誤りがあるという認識はなかったが、本件処分により、初めて公図に誤りがあることを知った。

ウ 審査請求人は、処分庁が6月1日付けで送付した通知書により、〇〇〇〇が建築した住宅に起因して、審査請求人に対し受益者負担金が賦課されたものと知った。6月1日以降に審査請求人の妻が処分庁に出向き、確認したところ自己が所有する土地の位置関係と公図に齟齬が生じていることに気づき、処分の取り消しを申し出たものの、処分庁から当事者間で話をして受益者を決定すればよいと言われたが、審査請求人は、当事者であるという認識はなかった。

エ 審査請求人は、今回、住宅が建築された守山市〇〇〇〇の一部は、自己が所有している土地であるという認識はなく、〇〇〇〇の所有地であるとの認識であり、公図訂正に関わった隣接する〇〇〇〇、〇〇〇〇も同様の認識であったことから、公図の訂正を行った。

(2) 処分庁の口頭説明

ア 受益者負担金は、公共下水道の整備により利益を受ける土地に対し、その整備費の一部を土地の面積に応じて負担していただく制度であり、一度限り賦課するものである。本件処分については、もともと隣地に主屋があり、離れが新たに守山市〇〇〇〇に建築され、下水道を引くこととなったことから、賦課要件を満たしたものである。受益者負担金は、あくまで土地に対して賦課するものであり、その賦課決定にあたっては、確認申請書にある付近見取り図に記されている場所と公の資料であり第三者に対抗できる登記簿、公図をもとに調査したところ、審査請求人の所有地であったため、令和5年5月12日に審査請求人に対し、受益者を特定すべく申告書の提出依頼を送付し、同年5月26日に申告書の返送

があったため、同年6月1日に賦課処分をした。

イ 受益者負担金の賦課基準日は4月1日であり、その時点の所有者は審査請求人である。その後受益者変更の届出が出されれば、受益者の変更ができ、変更後の受益者から受益者負担金を徴収する。変更の届出をされない限り、賦課対象者は当初のままである。

ウ 受益者負担金の賦課事務において、確認申請書の申請者と土地所有者が異なることはあり得ることである。このような場合、処分庁が土地所有者に申告書の提出依頼をした際に、身に覚えが無い所有者は、必ず意見を書いて返送されるため、その意見をもって、初めて土地所有者と連絡を取り合う。

エ 受益者負担金に関して不明な点がある場合は、処分庁まで問い合わせしてほしい旨の一文を明記しているため、疑問を持たれた所有者から連絡があった場合は、その都度、詳細に説明している。

第7 審査会の判断の理由

1 審理手続きについて

審査庁による審理員の指名および審理員による審理手続きは、行政不服審査法第9条第1項および同法第2章第3節の規定に基づき適法に行われたものと認められる。

2 本件処分の違法性または不当性について

今回の賦課処分における違法性または不当性については、以下のとおり判断する。

- (1) 処分庁は、確認申請書が提出された際に、当該申請書の施工場所が守山市〇〇〇〇の一部と記載されていたが、確認申請書に記載されている付近見取図と公図および登記簿を照合し、受益者負担金の賦課決定をする地番を、一方的に守山市〇〇〇〇と変更した。処分庁は確認申請書の施工場所に記載されている地番と賦課地番が異なっていることについて、当該申請書の申請者または賦課地番とした土地所有者に対し、比較的容易に事実確認ができたにも関わらず、一切確認することなく、賦課処分すべきでない者に対し、賦課処分を行うべく手続きを進めた。
- (2) 処分庁は、令和5年5月12日付けで規程第3条に基づき、申告書による受益者の確認を行ったが、申告書の提出依頼に当たって賦課処分に至った経緯等について一切の説明がなされていなかった。

3 結論

以上のことから、処分庁による審査請求人に対する本件処分は、条例第2条に基づく所有者等の確定を行うための注意義務を怠り、調査義務を尽くさず漫然と賦課処分を行ったものであり、審査請求人への申告書の提出依頼に当たっても、賦課

処分に至った経緯等の説明が一切されていなかった。

よって、処分庁の手続き的な瑕疵は重大であり、その瑕疵によって賦課処分すべきでない者に賦課処分を行ったものであり、取り消しを免れない。